

国民年金保険料は所得額から控除されます

国民年金の保険料は、所得税や市町村民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税所得から差し引かれます。控除の対象となるのは、昨年一年間に納めた保険料の合計です。過去に未納であった期間や、免除を受けていた期間の保険料を納めたとき、また、家族が納めた保険料も控除の対象となります。

今月は児童手当の支給月です！

今月5日に、平成12年10月から平成13年1月までの4カ月分の児童手当が振り込みになりますので、ご確認ください。振り込まれていない場合は、市民課総務係(☎22 1312)へご連絡ください。

自動車の登録、検査手続きはお早めに

毎年、自動車の登録、検査手続きが3月に集中し、窓口や検査場が大変混雑します。車検は、有効期限の1カ月前から受けられます。これらの手続きをできるだけ2月中に済ませましょう。

市民課国民年金係 ☎22 1312

東北運輸局宮城陸運支局 ☎022 235 2511

国保税 Q&A

Q.この春に会社を退職しますが、健康保険の手続きはどのようにするのでしょうか？

A.勤めを辞めた場合、任意継続保険が国民健康保険のどちらかに加入することになります。任意継続保険に加入する場合は、職場の担当者の方に相談してください。国民健康保険に加入する場合は、社会保険喪失日のわかるものと印鑑(既に世帯内に国民健康保険に加入している人がいる場合は、国民健康保険の保険証)を持参して、市民課で届け出をしていただくようになります。なお、国民健康保険税は前年中の所得と固定資産税、加入者数などを基に計算されます。2月は国民健康保険税第8期の納期です。納期内納付にご協力ください。

税務課国民健康保険係 ☎22 1313

介護保険料 質問箱

Q.介護保険料は、確定申告のときに控除に使えるのでしょうか？使えるとしたら、何を持っていいのでしょうか？

A.平成12年12月までにお納めいただいた介護保険料が、平成12年分の確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。

税務課介護保険係 ☎22 1313

ご存じですか！ 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害に会い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない(不起訴処分)。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。検察審査会は、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員で構成され、検察官のした不起訴処分が正しかったかどうかを、良識で審査する機関です。お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

仙台台検察審査会事務局 ☎022 222 6111

自分の申告、自分で書かなきゃ！

平成12年分の所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書などの「自書申告」を推進しています。税務署において「自書申告会場」を設けて、ご自分で申告書などを記載していただくための相談体制を採っていますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、ご自分で記載してできなかった申告書などは、お早めに郵送などで提出してください。

大河原税務署 ☎0224 52 2202

平成13年1月1日から

国民健康保険と老人保健の一部が改正されました

この改正につきましては1月号でもお知らせいたしましたが、市民の皆さんに関係の深い部分をもう少し詳しくお知らせいたします。

国民健康保険

高額療養費

一般の方 63,600円+(医療費-318,000)×1%
 上位所得者(基礎控除後の所得が670万円以上の世帯で今回新設されました) 121,800円+(医療費-609,000)×1%
 例えば1カ月入院して医療費が700,000円(食事負担額や差額ベッド代などは除く)かかり、その3割の210,000円を支払ったとしますと、国保から給付される額は次のようになります。
 一般 210,000-(63,600+(700,000-318,000)×0.01)=142,580円給付され、自己負担額は67,420円となります。
 上位所得者(新設) 210,000-(121,800+(700,000-609,000)×0.01)=87,290円給付され、自己負担額は122,710円となります。
 市民税非課税の世帯に属する方など 35,400円(従来どおり)
 1年間に4回以上対象となる場合、4回目から
 一般の方 37,200円(従来どおり)
 上位所得者 70,800円
 市民税非課税世帯に属する方 24,600円(従来どおり)
 特定疾病に認定されている方の自己負担限度額は従来どおり10,000円です

老人保健

外来のとき

病院	定率1割負担	
	上限	200床未満の病院 3,000円/月 200床以上の病院 5,000円/月

診療所 1日につき800円(月4回まで)か、定率1割負担(上限3,000円/月)のどちらかを各診療所が選択 一部負担金の支払い方法は、各診療所に掲示してあります。なお、市保険課に宮城県内の保険医療機関などの一部負担金支払い方法の一覧表を備えておりますので、お気軽にお問い合わせください。

病院及び定率制を選択した診療所のうち、院外処方せんを交付されたときは、医療機関と薬局でそれぞれ定率1割負担(定額制の診療所の場合、薬局での支払いはありません。)
 上限 病院・診療所 医療機関に1,500円/月+薬局に1,500円/月
 200床以上の病院 医療機関に2,500円/月+薬局に2,500円/月

入院のとき

定率1割負担 上限は、次のとおりです。
 ・一般 37,200円/月
 ・住民税非課税世帯等の人 24,600円/月
 ・" で老齢福祉年金受給者 15,000円/月
 食事負担 1日 780円

高額医療費

新設 老人高額医療費支給制度が新たに設けられました。1カ月に30,000円以上の一部負担金を支払った老人医療対象者が、同一世帯に複数いるときなどは、合算して37,200円を超えた額が払い戻されます。住民税非課税世帯などの方の場合は、21,000円以上の一部負担金を合算して24,600円を超えた額が払い戻されます。

保険課国民健康保険係・老人保健係 ☎22 1361